

論文要旨

女性たちの「見えない」貧困問題

安東 美紗貴

はじめに

1. 格差の拡大と貧困の「固定化」
2. 女性の貧困から見えてくるもの
3. 女性の貧困とワーク・ライフ・バランス
4. 貧困を継承しないために

おわりに

はじめに

1990年以降の日本には貧困が存在し、拡大している。労働市場の規制緩和によって労働市場は変化し、非正規労働者が増大した。非正規労働者は低賃金で不安定な雇用業態であり、貧困に陥るリスクが極めて高い。中でも女性の割合は極めて高く、女性が貧困に陥る要因となっている。

女性は個人で生計を立てることができるか、安定した収入のある男性に養ってもらえない限り、貧困状態を継続・固定化しやすいが、その存在は長期に渡り不可視化されてきた。

日本の貧困の現状を把握し、女性の置かれている環境や女性を取り巻く諸制度について触れながら、貧困状態からの救済策や貧困を未然に防ぐための対策について考えたい。

1. 格差の拡大と貧困の「固定化」

日本の貧困を測る指標である相対的貧困率、生活保護基準について確認し、対策としての生活保護制度について述べる。被保護世帯数は増加傾向にあるが、本当に必要な世帯の大多数は受給できておらず、貧困状態のまま放置されている。

労働の非正規化により非正規労働者の数は著しく増加し、「ワーキングプア」が増大した。ワーキングプア層を構成するのは非正規労働者であり、特に母子世帯の割合が高く、母子世帯の生活困難は日本の労働市場の酷さと社会保障の脆弱さの典型的産物となっている。

日本では、本人の責任として片付けるにはあまりにも多様な人々が貧困に陥ってしまっている。

2. 女性の貧困から見えてくるもの

日本では、女性は総じて貧困である。ほとんどの年齢層において、男性よりも女性の貧困率が高く、その差は高齢期になるとさらに拡大する傾向にある。

女性が貧困に陥るリスクの項目として、職業・学歴・家族状況などの特徴が挙げられる。賃金や学歴による格差は、女性の貧困との関連性が高く、結婚によって一時的に貧困から逃れることができたとしても、離婚や死別により、再び貧困に陥ってしまうことになる。

1986年に男女雇用機会均等法が施行されて以後、雇用分野における男女間の均等な機会と待遇の確保が促され、女性の労働市場への参画が拡大した。しかし、その背景には、非正規労働への就労者が多く存在していた。非正規労働者の女性の中には世帯の大黒柱として家計を担う女性も存在するが、低賃金・不安定な就労により収入と支出のバランスは崩れ、貧困から抜け出すことが困難になってしまっている。

3. 女性の貧困とワーク・ライフ・バランス

女性の貧困に比べ、母子世帯の貧困はある程度、可視化されている。母子世帯になった理由は、離婚の占める割合が高い一方、経済の動向に左右されている面もある。

母子世帯が貧困である理由は、(1) 就労収入が低いこと、(2) 住居費が家計を圧迫していること、(3) 養育費の不払いが多いこと、(4) 低い労働収入を補うための手当や支援が薄いことの4つが挙げられる。日本では母子世帯の貧困を補う福祉制度が弱く、生活保護の受給率は高い。

女性世帯主の非正規による労働の割合が増大し、就労収入が増えないにも関わらず、諸手当や生活保護の母子加算が減る一方で税金負担が増大した結果、母子家庭の貧困が深化され、固定化する結果となった。母子世帯の女性以外にも、就業継続を希望する女性が増えた背景には、女性の経済的自立意識の高まりがある。

一方、女性の就労継続が増加している背景で、子育てや高齢の親の介護などが不十分になり、私的扶養のみで老後生活を送ることが困難な状況になっている。このような状況下では、年金制度は高齢者の生活を支える重要な制度である。ところが将来、無年金・低年金者の増加が危惧されており、特に高齢女性の年金は第3号被保険者制度の不備によって極めて低い額となっている。

4. 貧困を継承しないために

貧困問題の難しさは、それが社会全体の問題として捉えられにくいところにある。問題の所在が見えず、社会としての連帯もとれず、解決策を講じることもできない状態では、貧困は深刻化するばかりである。貧困問題を解決するには、当事者が声をあげ、社会が支援する必要がある。

女性の労働の非正規化とともに浮上してきた子どもの貧困は、子どもの責任ではないにも関わらず、複合的な経路を辿り、成長過程に悪影響を及ぼす点や子どもの貧困が教育格差を通じて再生産されていく点において深刻である。母子世帯においては、自らの資源を子どもに分配し、十分な生活が送れない。生活のための就労も重要であるがそれ以上に支援を行うことが必要である。

若年層で労働の非正規化が進行し、低賃金での就労を余儀なくされている。年齢が上がっても賃金が上がらないので、生涯賃金が大変低く抑えられてしまうことから、低賃金が低年金につながる。これを受け、「最低保障年金」制度の導入が必要となってくる。

おわりに

女性を取り巻く環境は変化し続けている。母子世帯の女性が貧困に陥ることで危惧されるのは、貧困の「継承」と「固定化」である。

一方で、結婚を機に退職し離婚を機に非正規労働へというケースが多く見られることから、結婚前と後では、収入に差が生じる。年をとるにつれ、正規労働者の女性や男性との収入格差は拡大していく。そしてそれは、高齢の女性の貧困につながる。

貧困問題を解決するためには、貧困調査をきちんとした形で行い、実態を把握する必要がある。所得保障と社会サービスを充実させた「福祉国家」を目指していくべきである。「見えない」貧困が拡大している現代であるからこそ、国を上げての解決を目指していく必要がある。

論文要旨

子どもの貧困問題と貧困の連鎖の解決に向けて

堀 夕葵

はじめに

1. 悪化する日本の貧困問題
2. 貧困世帯の子どもに広がる格差
3. 日本の教育機会の公平性
4. 子どもの貧困をなくすために

おわりに

はじめに

バブル崩壊後、日本の経済は停滞を続けている。加えて、高齢者の増加や非正規労働者・ワーキングプアの増加など様々な社会構造の変化により、貧困が拡大しているのが現状である。このような社会状況の中、貧困は子どもにも拡大している。親が貧困に陥ると、その子どもも影響を受けるからである。このような貧困の連鎖が存在することは、機会の平等を損ねるという点で大きな問題である。そこで本稿では、日本の子どもの貧困や増加する教育費負担の現状を踏まえたうえで、子どもの貧困を克服した諸外国の取り組みから、今後の日本に必要な政策はどのようなものであるかを論じる。

1. 悪化する日本の貧困問題

厚生労働省の調査によると、2009年における日本の貧困率は16.0%、17歳以下の「子どもの貧困率」は15.7%であり、貧困率、子どもの貧困率は共に拡大し続けている。なかでも母子世帯の貧困率は66%と突出して高くなっている。OECDの2008年の報告によると、日本の貧困率はOECD加盟国30カ国の中で4番目に高い。先進諸国の子どもの貧困率の国際比較においても、日本は高水準である。2012年のユニセフの調査によると日本の子どもの貧困率は14.9%であり、OECD 35カ国中9番目に高い。アイスランドやフィンランドなどの北欧諸国の水準と比べると、日本の子どもの貧困率は2倍以上となっている。

2. 貧困世帯の子どもに広がる格差

貧困世帯が増え、社会の格差が広がる中、教育や進学にもその「格差」が大きく影響するようになってきている。親の所得の格差は、子どもの学力の格差に繋がる。家庭の所得によって、子どもの進学への期待や、習い事にかかる経費などにはっきりと落差が見られる。世帯の年間の収入が増加するほど学習費総額が多くなる傾向がみられ、保護者の経済状況が子どもの教育費に直接影響を与えていることがわかる。子どもの教育費は自然現象的に費やされていくものではなく、親の経済力を背景にして、積極的・意欲的に「かけていくもの」に変質していると考えられる。加えて、貧困家庭には保護者の夜間労働やネグレクトといった様々な問題があることが多く、子どもの学習意欲が育まれにくい。そのような環境で育った子どもたちは、社会に出たのちも自立して生活するのに十分な収入を得られにくいのが現実である。

3. 日本の教育機会の公平性

日本は教育費負担における公費負担が低く、私費負担が高い。日本の幼稚園から大学院までのすべての教育段階での公費負担と私費負担の比率は66.7%対33.3%であり、OECD平均での比率である84.7%対15.3%と比べると私費負担がかなり高くなっていることが示されている。憲法には義務教育無償が定められているが、義務教育機関であっても保護者の教育費負担は相当な額にのぼっているのが現状である。高等教育の授業料負担に関しても諸外国との比較で重い負担を強いられており、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金の利用者は急増しているが、すべて貸与のため卒業後の返済の負担があり、卒業生の就職率が低下している中、未返済額や未返済率がしだいに増加しており問題となっている。

4. 子どもの貧困をなくすために

イギリス、フィンランドの子どもの貧困問題への取り組みから、今後の日本に必要な子どもの貧困の解決策を考察する。イギリスにおける子どもの貧困対策のポイントは、周産期から社会に出るまでの継続的な支援プログラムを策定・実行していることである。フィンランドでは、子どもの貧困問題は子どものいる家庭に対する支援としてとらえられている。所得保障として様々な給付がなされており、加えて、子ども自身への支援として重要なのは教育であるとの考えからフィンランドは教育を完全無償化している。

日本は今後、イギリス・フィンランドのように貧困世帯の教育を全面的に支援し、どんな子どもでも平等に良質な教育を受ける環境を作る政策が必要である。そのためには、貧困世帯への家族支援の拡充、さらに、教育の機会均等を図るために公的な教育支出額を増額させる必要がある。今後必要であるのは、子どもが基礎学力を育み安定した家庭の中で成長できる環境を作ることと、義務教育の完全無償化を目指すこと、高等教育を受ける機会の均等を図ることの3点である。

おわりに

本稿では、日本の子どもの貧困の現状や、教育制度・奨学金制度の問題点、また、格差や貧困が次世代に連鎖されるプロセスについて述べてきた。日本が格差を是正し、その連鎖を防止するためには、諸外国を見習い、教育へさらなる公的資金を投入する必要がある。義務教育や実質的義務教育である高等学校教育の完全無償化、高等教育の機会均等化が急務である。それだけではなく、貧困世帯向けの社会保障を拡充していくことも必要だ。

子どものための投資は、日本の未来への投資でもある。良い環境で良い教育を受け健やかに育った子どもたちは、大人になって勤労者となったとき、より良い日本社会を形成する一員となるはずである。日本の未来を担う子どもたちがその可能性を十二分に発揮し、社会の中心的存在として活動するためには、成長・教育過程における貧困という不利益は出来る限り取り除く必要がある。日本の未来のために、現役世代の貧困とともに、子どもの貧困にも真剣に向き合わなければならない。

労働市場の整備による日本の豊かな未来

—若年者雇用と高齢者雇用のベストミックス—

三好 菜摘

はじめに

- 1 進む少子高齢化と厳しい日本の雇用状況
- 2 問題が山積する若年者雇用問題
- 3 労働力として期待される高齢者の雇用促進に向けて
- 4 年齢に関係なくバランスよく働ける労働市場の整備
結びに代えて

はじめに

今後、少子高齢化が深刻となると推測されている日本では、生産年齢人口減少に伴う問題を不安視し、公的年金（厚生年金）の支給開始年齢の引き上げが行われる。これに伴い、定年から年金支給開始までの空白を埋めるために高年齢者雇用安定法は改正し、高齢者雇用が推進していくと予想されている。一方、問題視されている若年者雇用は厳しい状況にあるといえる。こうした現状を抱える日本において、高齢化を上手く活用し、日本経済のさらなる発展を目指した若年者と高齢者が年齢に関係なく共生できる労働市場の整備が必要とされる。本論文では、豊かな未来を手に入れるために若年者雇用問題の解決を図りつつ高齢者雇用を促進し、若年者と高齢者が年齢に関係なく共生できる労働市場の整備を言及していく。

1 進む少子高齢化と厳しい日本の雇用状況

日本では全人口に占める年少人口の減少と老年人口の増加が年々進み、今後も少子高齢化が深刻になると推測されている。ここで、生産年齢人口は減少しており、結果として、経済成長の最も基本的な要因である労働力の大幅な減少を引き起こし、経済成長率にマイナスの影響を与え、経済規模が縮小すると示唆される。経済規模の維持、更なる発展のために将来的に起こるといわれている生産年齢人口の不足という問題を解決することが求められる。生産年齢人口不足の解決として高齢者、女性、外国人の活用が考えられるが、本論文では、高齢者雇用の推進による生産年齢人口不足の解消について考えたい。一方で、年齢階級別完全失業率を見ると、若年者（15～24歳）が他の年齢階級に比べて著しく高い傾向にある。深刻な少子高齢化に対応した生産年齢人口不足の解消に高齢者雇用を促進するためには厳しい状況にある若年者雇用問題を解決が求められる。

2 問題が山積する若年者雇用問題

若年層の就職難の主な原因として挙げられるのは、①日本的雇用慣行の転換と非正規労働者の増加、②新卒一括採用の重視傾向による再就職の難しさと若年早期離職率の高さの悪循環の2点である。日本の若年者雇用政策で前提となったドイツの若年者雇用政策、特に職業教育に関して検討すると、ドイツではデュアル・システムと呼ばれる職業学校での座学にあたる勉強と、企業内での相当長期にわたる職業訓練とが同時並行で進められる二元的システムがある。

一方で、日本の若年者雇用政策では「若者自立・挑戦プラン」が挙げられ、具体的施策として企業で実習しながら職業学校で学ぶ二元的職業訓練（日本版デュアル・システム）の導入、トライアル雇用の実施、若年者ワンストップ・サービスセンターの整備等がある。特に、日本版デュアル・システムは前提であったドイツ版デュアル・システムと比較して職業教育システムとしては不十分であり、学校生活から職業生活への入口教育の強化が求められる。

3 労働力として期待される高齢者の雇用促進に向けて

公的年金（厚生年金）の支給開始年齢の引き上げに伴い、定年から年金支給開始までの空白を埋めるために高年齢者雇用安定法は改正した。日本人高齢者の就労意欲は国際比較でも高く、健康のためや仕事を通じて社会の繋がりを求めるといった理由で大半が「70歳以降まで」または「働けるうちはいつまでも」働きたいと考えているが、必ずしも実際の就業に結びついていないといえる。その理由は高齢者と企業側双方ともに高齢者に適した仕事がないことを最大の問題としており、高齢者の就業希望条件に対応した多様性と柔軟性を持った高齢者雇用形態が求められると考えられる。労働市場で高齢者の活用を促進するには雇用における年齢差別、賃金、就業形態の見直しが必要である。

4 年齢に関係なくバランスよく働ける労働市場の整備

日本の若年者雇用が厳しい状況にある一方で、少子高齢化は深刻化している。雇用余剰人員である高齢者を活用することを機会（チャンス）と捉え、労働市場で高齢者雇用を積極的に促していくには、「若年者と高齢者のベストミックス」という考え方が求められる。特に、雇用機会や労働時間、賃金という3つの要素の組み合わせを変化させることを通じて、一定の雇用量を、より多くの労働者の間で分かち合うワークシェアリングを積極的に導入し、高齢者を柔軟に活用することが求められる。加えて、高齢者の多様な働き方の提案としてソーシャルビジネス、シルバー人材センター、株式会社高齢社が挙げられる。

結びに代えて

これまで深刻な少子高齢化と厳しい雇用状況を見たうえで、ドイツの若年者雇用政策と比較したあるべき若年者雇用政策や高齢者雇用を促進していく策を考察してきた。

今後、超高齢化の道を進む日本はOECD（経済協力開発機構）が“Live Longer , Work Longer（長く生き、長く働こう）”と報告書のタイトルに掲げたように高齢化を機会（チャンス）として捉え、高齢者雇用を促進することが必要である。一方で、若年者雇用問題は厳しい状況にあり、高齢者雇用の促進が若年者雇用を奪うのではないか、という意見もある。しかし、EUの早期引退促進策から分かるように若年者雇用問題があるからといって労働市場から高齢者を排除しようとする政策は賢明といえない。ワークシェアリングによる柔軟な働き方のできる労働市場の開発やソーシャルビジネスによる高齢者を活かしたビジネスの開発などによって世代を超えて共生した労働市場を創ることで日本経済のさらなる活性化を目指すべきであろう。

ゼロ金利制約下における金融政策の考察

千代盛 翔平

はじめに

第1節 量的緩和政策期前後の経済環境

第2節 量的緩和政策に関する先行研究

第3節 量的緩和政策と為替、コール市場、金融システムの関係

第4節 無制限な金融緩和政策の是非

結びにかえて

はじめに

2001年3月、日本銀行は物価が継続的に下落することを防止し、持続的な経済成長のための基盤を整備することを目的として、世界の中央銀行の中で初めて非伝統的金融政策とされる量的緩和政策を採用した。量的緩和政策が日本経済に与えた政策効果に関する分析はこれまで数多く行われてきたが、専門家の間でも統一した見解が得られているとは言い難い。

本稿では量的緩和政策に関する論点を包括的に整理することを試みている。まず第1節では量的緩和政策導入時の日本銀行の見解を確認し、マクロ経済指標と日本銀行・官公庁が実施したアンケート調査から量的緩和政策期前後の経済環境を概観する。第2節では政策導入に至る背景と量的緩和政策に関する先行研究を3つ紹介し、対立している点を比較・検討する。第3節では量的緩和政策が為替レートや金融市場に対して働きかけたメカニズムを示し、その結果経済にどのような影響がみられたのかを考察する。最後に第4節では量的緩和政策をより強化した無制限な金融緩和政策がもたらし得る効果とリスクを示し、今後の金融政策の課題を提起する。

第1節 量的緩和政策期前後の経済環境

ITバブルが崩壊した2001年当時の日本経済は、厳しい景気後退に直面していた。これに対し日本銀行は2001年3月に非伝統的金融政策とされる量的緩和政策を世界の中央銀行の中で初めて採用した。マクロ経済指標でみた日本経済は、2000年代初頭は緩やかなデフレ基調にあり、生産面でも落ち込みがみられた。2002年以降の政策中盤期に入ると、物価上昇率・賃金水準は依然、上昇傾向はみられなかったものの、生産面は拡大した。量的緩和政策期の企業の景況感にはほぼ一貫して拡大・改善していたが、家計は暮らし向きや収入の増加についてはほとんど実感を持てなかったことがわかった。

第2節 量的緩和政策に関する先行研究

鵜飼(2006)は量的緩和政策の継続に関するコミットメントにより、短中期を中心にイールド・カーブを押し下げる効果は明確に確認されたが、総需要の喚起や物価の押し上げにはいたらなかったという見方が多いと述べている。一方で本多・立花(2011)や原田・増島(2009)は、量的緩和政策が生産に与える効果はきわめて大きいと主張している。さらに原田・増島(2009)は量的緩和政策が長期的には金利を引き上げる可能性があるとしている。そこで対立点である

「日銀当座預金を増額させることが、生産量を増やして景気を刺激したのか」、「日本銀行のコミットメントはイールド・カーブを押し下げる効果をもたらしたのか」について、観察される経済指標や経済理論をもとに考察していく。

第3節 量的緩和政策と為替、コール市場、金融システムの関係

量的緩和政策が開始された2001年以降の実質実効為替レートをみると円安が進行し、純輸出の増加につながった。純輸出の拡大は日本経済を牽引し、デフレスパイラルの発生を防止する効果もあったと考えられている。ただし、輸入品価格の上昇により交易損失が拡大し、2008年には純輸出と同規模の所得が漏出した。一方、金融システムの安定性が揺らいでいた時期においてデフレの払拭を目的とした量的緩和政策は、経済活動を安定化させるという点で大きな役割を果たしたが、コール市場の規模は縮小しており、資金調達に際して民間金融機関の日銀に対する依存度が高まっていた。

第4節 無制限な金融緩和政策の是非

量的緩和政策の効果を支持する専門家からは、無制限の長期国債買いオペ等によってインフレを人為的に引き起こし、デフレから脱却することを目指すリフレーション政策が強く主張されている。浅田(2007)は「期待」という概念を伝統的なIS-LMモデルに取り組んだ「修正版IS-LMモデル」を用いて、無制限な金融緩和政策を支持している。修正版IS-LMモデルは非伝統的な金融政策の分析に重要な役割を果たす可能性があるものの、現実では不安定である信用乗数を一定とした機械的な信用乗数論に基づいているという問題点もある。無制限な金融緩和政策がもつリスクについては、金利がゼロ近傍から上昇し始めて日本銀行が国債を中心に売却すれば、国債価格が下落し、金利上昇に拍車をかけて経済に深刻な状況を招く可能性が考えられている。

結びにかえて

本稿では量的緩和政策に関する論点を整理し、広い観点からその政策効果を考察してきた。量的緩和政策導入期にあたる2000年代初頭の日本経済はデフレ・生産面の後退に直面していたが、量的緩和政策中盤期以降には生産面の改善・拡大が確認された。次に先行研究において量的緩和政策が「総需要を拡大させる効果を有していたか」、「コミットメントはイールド・カーブを押し下げる効果を有していたか」という対立点について再考し、信用乗数の不安定性について留意する必要があること、時間軸効果は選択したモデルや対象期間の長さに依存するため効果の有無を断定するのは困難であることを指摘した。そして量的緩和政策は実質実効為替レートを円安方向に導いた可能性があることを示し、純輸出が拡大した一方で、それと同程度の交易損失も生じていたことを指摘した。更に量的緩和政策が結果的には金融システム安定化の役割も果たしたこと、そしてコール市場の規模が縮小し、資金調達に際して民間金融機関の日銀に対する依存度が高まったことを明らかにした。以上を踏まえると、無制限の金融緩和政策についても、経済指標を注意深く観察し、政策の効果と副作用の両面を考慮しなければならない。さらに景気や物価が上昇し始めたとき、どのような方向をとるべきなのか、金融政策の出口戦略に関する議論も進めていく必要があるだろう。

食料自給率向上政策と日本農政

北野 孝治

はじめに

1. 戦後の日本農政の変遷からみる農業保護
2. 低下する食料自給率の実態
3. 食料自給率を食料安全保障に繋げるには
4. 食料安保と国際競争力強化のための農業政策

おわりに

はじめに

日本の食料自給率は低い。2012年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで39%であり、生産額ベースでは68%である。内閣府の「食料の供給に関する特別世論調査」によれば日本国民の74.9%は食料自給率が低いと感じている。しかし、我々が普段の買い物をする際に農産物の多くが国産であることや、野菜の大量廃棄のニュース、長年続く米の生産調整などから、食料自給率の低さを実感することは多くはない。加えて、食料自給率の定義上の問題点から、食料自給率向上政策は食料安全保障に繋がるのか疑問を感じる。

本稿では、まず、戦後の日本農政の変遷を確認し、日本農政の現状を把握する。次に、食料自給率の定義、食料自給率の低下要因、問題点を確認する。そして、食料自給率向上政策が食料安全保障に繋がるのか論じ、食料自給率を考慮しながら、食料自給率向上政策を最優先課題としない、食料安保への繋げ方を論じる。そして最後に、今後進めていくべき、日本の農業政策について考察する。

1. 戦後の日本農政の変遷からみる農業保護

高度経済成長とともに広がった農工間の所得格差の是正の為に、農業基本法が1961年に制定された。農地の流動化を巡る本格的な制度の見直しは1970年の農地法改正を待つこととなった。食管法の下でとられた米価を引上げることによって農家の所得を高めようとする政策は、過剰米の発生にともなう食料管理費の拡大によって破綻し、1970年に米の生産調整が本格化した。食管法は食糧需給緩和につれて規制緩和の改正を経て廃止され、1994年に食糧法が制定された。

1980年代から国際化が進み、1993年にはウルグアイ・ラウンドにて米の一部自由化を認めることとなった。その後の急速な経済成長と国際化により農政をめぐる状況が大きく変化するなかで、1999年に食料・農業・農村基本法が制定された。同法では、国民への食料供給という新たな視点が加わり、食料自給率の目標の設定などが盛り込まれた。加えて、食料・農業・農村全体の方向性を示しているのが特徴である。2000年の第1回の食料・農業基本計画から、2005年に第2回、2010年に第3回と、変更を加えていった。

2013年7月23日、日本はTPPへの交渉参加が決定し、さらなる国際化が予想される。

2. 低下する食料自給率の実態

食料自給率には品目別食料自給率、総合食料自給率、など異なる食料自給率が農林水産省に

よって公表されている。品目別自給率は重量ベース、総合食料自給率はカロリー（供給熱量）ベース、生産額ベースの2種類で算出される。2012年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで39%、生産額ベースでは68%であり、諸外国と比較しても低い割合である。食料自給率低下の要因としては、農産物の輸入量の増加、食生活の洋風化、農業労働力の衰退が挙げられる。しかし、カロリーベースと金額ベースでは食料自給率の値に乖離があることや、人口増減による食料自給率の変動、食品ロス分の扱い、自給的・副業的農家の扱いなど、食料自給率の計算式上の問題点がある。

3. 食料自給率を食料安全保障に繋げるには

政府は偶発的危機、環境的危機、政治的危機の3つの食糧危機に備えなくてはならない。農水省は国内生産奨励策を採用し、カロリー量の多い食品の輸入を抑制して、自給率を高めることが食料安全保障のために必要であると主張してきたが、カロリー量の多い食品の輸入抑制による食料自給率向上は、食料安保に貢献しない。ゆえに、食料自給率だけでは、食料安保の指針とならない。自給率の数値だけで食料事情を考えるのではなく、自給率の大きさ、増減の要因を、総合的に判断しなければならない。

4. 食料安保と国際競争力強化のための農業政策

農工間の賃金・所得格差が拡大し、農家労働力の農業外への労働力流失を促進した。農業従事者の高齢化により、日本農業の再生には新しい担い手、農業労働力を確保することが急務である。加えて、担い手の確保とともに、農業を盛り上げていく政策を打ち出していく必要がある。さらに、TPP参加によって、国際競争に必然的にさらされることになり、農業を成長産業としてとらえて、国際競争力を高めていく必要があると考えられる。さらに農業を成長産業としてとらえ、国際競争力を高めていく必要がある。大規模経営、農地の利用集積、輸出の促進、農業技術の開発と保護を通じて、担い手確保や国際競争力を高めていくべきである。

おわりに

本稿では、食料自給率向上政策は日本農業の強化、さらには食料安全保障に繋がるのか、論じてきた。自給率の本質を理解すれば、自給率の多少の変動に一喜一憂することなく、冷静な判断ができるであろう。農家を保護する政策を続けてきたことによって、新規就農者は増加せず、農家数は減少していった。2013年に、日本がTPPに参加し、2018年に米の生産調整廃止を決めるなど、日本の農政にとって大きな転換期を迎えている。米の生産調整を廃止することは、TPPをにらみ、農地集約を通じた農業の国際競争力強化を促すのが狙いである。今後グローバル化が進む中で、農業においても国際競争力を高めることは必須であろう。TPP参加で日本の農業は減びるともいわれている。この転換期を農業成長の為の好機ととらえ、農業を成長分野として、政府は支援をしていくべきである。そして、日本の農業が成長することで、私たちが生きていく上で最重要である食料の安全が保障されていくと考えられる。

地方自治体の財源問題と地方分権改革

佐藤 克哉

はじめに

1. 悪化する地方財政の現状
2. 地方自治体はどのようにして収入を得ているのか
3. 地方分権はどのように行われてきたか
4. これからの地方分権改革

おわりに

はじめに

われわれ国民が日常生活で享受する行政サービスの大半が、地方自治体によって実施されている。その意味で、地方財政は住民生活に直接大きな影響をもたらすものである。これまでも地方財政に関する議論は多数行われてきたが、北海道夕張市の財政破綻は地方財政改革に拍車をかけることとなった。1999年に地方分権一括法が成立し、財源移譲に伴う地方分権改革が声高に叫ばれるようになった。さらに、小泉政権下における三位一体の改革では大幅な地方財政改革が行われたが、その後もさまざまな問題が取り残されている。さらに、道州制を導入すべきか。反対に、地方は国の機関としての性格を強めるべきか。本稿では地方分権、さらにはそれに伴う地方自治体のガバナンスについて検討し、地方財政の再建を考える。

1. 悪化する地方財政の現状

福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政はその多くが地方自治体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。地方財政は、約1,800の地方自治体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村である。地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により1994年度以降急激に拡大、2003年度には約17兆円に達した。2013年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足は約13兆円に達している。これらのことから財源の委譲を進め、地方の財政を建て直すことが求められる。

2. 地方自治体はどのようにして収入を得ているのか

地方自治体の収入源は課税自主権に基づく地方税と、国からの財政調整制度に基づく地方交付税である。国から地方への税源移譲を行うことで地方税の拡充を求める動きがある。

自治体が標準的な公共サービスを提供するためには、適切な税源配分とそれを補完する財政調整制度つまり地方交付税が必要である。しかし、それぞれの団体が独自の政策を展開する場合、追加的な財源調達や特定行為の抑制等を目的として、課税自主権に基づく法定税の超過課税、法定任意税、法定外税等、独自の課税を行うことができる。

3. 地方分権はどのように行われてきたか

地方分権とはより多くの権限を地方政府に付与して、地域運営についての自由裁量の余地を拡げ、主体性を高めることをいう。地方財政には歳出削減及び地方分権を支える財源確保の両面からの圧力が強まっている。それは、「新自由主義的分権」と「分権的福祉政府」である。戦後、地方行財政の問題とされてきた機関委任事務が廃止され、さらには、地方分権一括法が1990年代より施行された。さらに、小泉政権下において、三位一体の改革のもと大幅な改革が行われたが、地方自治体の行財政力の向上には至っていない。さらなる改革が必要である。

4. これからの地方分権改革

我が国では、平成以降、道州制の導入が主張されている。道州制は、国と地方の役割や統治の在り方などを見直す「究極の構造改革」や「国のかたちの見直し」として位置付けられ、中央集権型国家から分権型国家への転換後の姿として掲げられている。しかし、地方自治体に権限を与えると、地域間格差が広がる。よって、財源保障機能を強化する必要がある。加えて、昨今の厳しい財政状況や多様化・高度化する行政課題、住民と行政との関係の変化などに対応していくためには、行財政能力の向上が大きな課題となっている。そこにはその地域に見合った確固たるガバナンス（統治）の仕組みの構築が必要である。

おわりに

地方財政は困窮した状態にある。国と地方の歳出の7割を占める地方財政を見直していくのは急務であり、地方財政の再建は国の財政健全化にも大きく貢献する。地方分権はさまざまな議論があるが、道州制を導入して、地方自治体の裁量を大きくするのか。それとも、地方交付税を増やして、国からの財源保障を強めるのか。どちらにせよ、地方のガバナンス力を強化し、自由度の高い政策を地方自治体が行えるようにしていかなければならない。さらには、地方財政が抱える債務を償還し、安心して自治体運営を行っていく必要がある。

香川大学 経済政策研究 第10号 (通巻第11号)

2014年3月24日 発行

発行者： 香川大学経済学部 経済政策研究室

〒760-8523 香川県高松市幸町2-1

編集代表： 岡田徹太郎
